

「中間報告（素案）」に対する主な意見（12/26）と対応状況

主な意見	対応状況
提言1 地域特性に即した対応方策（広域連携等）の検討の場の設置	
○厳しさを増す経営環境に対して、「広域連携」を前提とするのではなく、まずは各事業体における経営努力で対応すべき。	P 6 II-1-(1) 各事業体における経営合理化等 ⇒ まずは各事業体における経営努力で対応すべきことを明記。 P 8 III-提言1-1-(1) 各地域での検討体制の構築 ⇒ まずは各事業体における経営努力で対応すべきことを追記し、「広域連携」はその選択肢の一つであることを明記。
○現行の水道料金に対する共通認識が必要。	P 7 II-1-(1) 各事業体における経営合理化等 ⇒ 各事業体は、適切な料金水準となっているかを定期的に検証する必要があることを明記。
○県営水道の受水割合が各事業体の経営に大きな影響を与えることから、各地域での検討における県営水道の位置付けを明確にするべき。	P 11 III-提言1-2-(3) 県営水道の位置付け ⇒ 市町事業の継続と県営水道への転換による広域連携とを比較検討することが望ましいと明記。
○コンセッション方式をはじめとした民間ノウハウの活用についても、検討が行われるべき。	P 7 II-1-(1) 各事業体における経営合理化等 ⇒ 各事業体における経営合理化の検討項目として、「民間委託とのコスト比較」を明記。 P 7 II-3-(2) 公民連携の推進 ⇒ 専門職員の確保・育成への対応の方向性として、民間企業との連携が有効と考えられることを明記。
○中山間地域などでは新技術の活用（小規模浄水技術の導入など）についても、検討が行われるべき。	P 7 II-1-(1) 各事業体における経営合理化等 ⇒ 各事業体における経営合理化の検討項目として、「新技術の活用」を明記。
提言2 不足する専門職員の確保・育成に向けた仕組みづくり	
○今後、多くの技術職員が退職することを踏まえ、再任用制度などによるOB職員の活用を検討すべき。	P 12 III-提言2-2-(2) 支援組織設立（既存組織の活用も含む）に向けた検討 ⇒ シニア技術者の活用なども含めて検討することを明記。
○料金改定などへの対応を考慮すると、人材不足は技術職員だけの問題ではなく、事務職員の育成も重要になる。	全般 ⇒ 「技術職員」を「専門職員」に修正。
提言3 国に対する財政措置・制度改正の要請・提案	
○国に対して財政措置などを要請するのであれば、まずは各事業体における最大限の経営努力を前提にするべき。	P 13 III-提言3（冒頭部分） ⇒ 国に対する要請にあたっては、まずは各事業体における経営合理化、広域連携、支援の仕組みづくりなど地方自らが経営基盤の強化を図ることが前提であることを明記。
○旧簡易水道に対する財政措置について、報告書の前段において、その必要性を記載するべき。	P 9 III-提言1-1-(2) 主な検討課題（各類型の顕著な傾向など） ⇒ 国によって簡易水道の統合が推進された経緯と現状について記載。
○条件不利地域に対する財政措置について、「離島」という言葉を明記するべき。	P 13 III-提言3-3 条件不利地域の水道事業に対する財政措置の創設 ⇒ 想定される条件不利地域の例示として、「例えば、過疎地域、辺地、離島など」と記載。
○条件不利地域に対する財政措置について、「検討」ではなく強い表現に修正するべき。	P 13 III-提言3-3 条件不利地域の水道事業に対する財政措置の創設 ⇒ 「検討」を「創設」に修正。